



よこ やま あつ こ
横山敦子

こうめいとうぎいんだん
公明党議員団

発達障害者支援法施行から10年 現状と課題は

問 発達障害者支援法第5条第3項には「市町村は、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行う」とある。発達の特徴を正しく理解し、関係機関と連携するための情報ツールが不足しているため、早期支援への情報提供や発達支援ガイドブックの作成と通所受給者証の発行はこども支援課で完結できないのか伺う。

答 津市では子育てハンドブックといった大きなまとめ方の冊子は作成しているが、子どもの発達支援に特化した専用の冊子やパンフレットの作成には至っていない。市のホームページも、もう少し工夫の余地があると認識しているため、今後対応していく。ガイドブックの作成については、他市の事例も参考にし、検討していく。また、通所受給者証の発行等に関し、現在のところ、こども支援課で全て一元処理できる状況にないことは申し訳なく思っている。ただ、担当者も窓口で丁寧に対応し、当該受給者証を発行する障がい福祉課の窓口で同じ内容を説明いただくようなことにならないよう、十分に配慮しており、人的に配慮できることは、今後も工夫しながら対応していく。

●その他の質疑・質問●

- 本庁舎整備の長寿命化と再配置の現状と課題から
 - 分散化している福祉事務所機能はいつ解消するのか
 - バリアフリー・ユニバーサルデザインの徹底と利便性の高い庁舎整備を
 - 市民対話スペース・相談室等の確保を
- エコ・ステーションの地域拡充と開設日時の統一化を など



▲早期に必要な支援にたどりつける支援体制を



は せ がわ ゆき こ
長谷川幸子

にほんきょうさんとうつしぎだん
日本共産党津市議団

就学援助の入学準備金は入学前に支給を

問 入学準備金は中学校の場合、対象者が分かっていることから、入学前のお金が必要な時期（2月か3月）に支給するように改善を。小学校においても「入学説明会」の案内を送付する際に、就学援助のしおりも同封し、入学前に支給できる方策を。

四日市市・鈴鹿市・亀山市では、既に中学校で実施を決めている。津市でも早期実現を。

答 就学援助の新入学用品費については、小学校、中学校ともに1年生になった5月に支給しているのが現状である。確かに、新入学の準備ということ考えると、入学前に支給することも検討していく必要があると考えている。

中学1年生への新入学用品費の支給については、県内の他市の事例もあることから、仕組みや規定を整備するなどして、小学6年生の3月には支給できるように検討していきたいと考えている。



●その他の質疑・質問●

- 生活保護行政の充実を
 - 自動車の保有制限の緩和を
 - 通院移送費は実情を考慮して
 - 生活保護世帯にエアコン設置費の給付を
- 利用しやすい市営住宅に
 - 空き部屋は放置せず速やかに整備すべき
- 公共施設のバリアフリー対策
 - 市民センターなど2階以上の建物にエレベーターを など



▲入学準備金は入学前に支給するよう改善を